

交野市学習用タブレット等貸与規定

(目的)

第1条 この規定は、交野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第10号）第7条の規定に基づき、ICTを利活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、交野市立小中学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童生徒に対して、市の所有する学習用タブレット等の備品の貸出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出備品)

第2条 この規定において、「貸出備品」とは、市立学校での学習活動に必要不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じた学習用タブレット及びその使用のために必要な付属品をいう。

(貸出対象者)

第3条 貸出備品の貸出しを受けられる者は、市立学校に在籍する児童生徒とする。

(事務)

第4条 交野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の在籍する市立学校を通じて、貸出備品を貸し出しする。

2 教育委員会は、市立学校の学校長（以下「学校長」という。）に、学校における貸出しに関する事務を行わせるものとする。

(管理)

第5条 教育委員会及び学校長は、貸出状況を常に明らかにするために管理台帳を備えなければならない。

2 学校長は、貸出状況に異動が生じたときは管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告するものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出備品の貸出期間は、貸出決定日から市が定める日までとする。

(貸出料)

第7条 貸出備品は、無償で貸し出すものとする。

(貸出しの申請)

第8条 貸出備品の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交野市学習用タブレット等借用申請書及び承諾書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第9条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸出しの可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項により貸出しを決定したときは、交野市学習用タブレット等貸出決

定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（受領書）

第 10 条 貸出備品の貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は、貸出備品を受領した場合は、教育委員会へ備品受領書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

（貸出備品の変更）

第 11 条 教育委員会は、貸出しを決定した貸出備品を変更するときは、交野市学習用タブレット等貸出備品変更通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

2 利用者は、前項の通知を受けた場合は、学校長の指示により貸出備品の交換をすることとする。

（貸出備品の取扱）

第 12 条 利用者は、貸出備品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）貸出備品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
- （2）貸出備品を、売却、担保の設定、廃棄又は故意に破損すること。
- （3）貸出備品を、学習活動以外に使用すること。
- （4）貸出備品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。（オンライン授業の様子の録画・録音、SNS 等へ投稿すること等。）
- （5）教育委員会等が別に定めるタブレットの使用に関するルール等に反する行為を行うこと。
- （6）前各号に掲げるもののほか、学習用タブレット等貸出しの目的に反すること。

3 利用者は、教育委員会又は学校長から貸出備品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

4 教育委員会又は学校長は、必要に応じて貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認できるものとする。また、やむを得ない場合はデータを初期化することができるものとする。

（充電に係る経費）

第 13 条 学習用タブレットの充電に係る経費は、申請者の負担とする。

（亡失又は損傷の届出）

第 14 条 利用者が貸出備品を亡失したとき又は貸出備品を損傷したときは、直ちに貸出備品亡失・損傷届（様式第 5 号）を申請者は教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、亡失・損傷の理由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸出備品の原状復旧に要する費用は、申請者の負担とする。

（損害賠償）

第 15 条 申請者は、貸出備品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき事由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

（決定の取消し）

第 16 条 教育委員会は、第 6 条の貸出期間中であつても次の各号の一に該当するときは、

貸出決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、市立学校の児童生徒でなくなったとき。
 - (2) 利用者が、第 12 条の規定に違反したとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、貸出備品の管理運営において特別な事情が生じたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により貸出決定を取り消したときは、交野市学習用タブレット等貸出決定取消通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。

（貸出備品の返却）

第 17 条 利用者は、第 6 条により教育委員会が定める貸出期間終了日までに、貸出備品を返却しなければならない。

2 利用者は、前第 16 条による貸出決定の取り消しを受けた場合は、教育委員会が別途定める日までに貸出備品を返却しなければならない。

3 利用者が、貸出備品を前項の返却日までに返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、申請者は貸出備品の価額を弁償する責任を負う。

（連帯保証）

第 18 条 申請者は、この規定に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

（補則）

第 19 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。